

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目15番1号  
**日本パーカライジング株式会社**  
代表取締役会長 **里 見 多 一**

## 第134期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第134期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面の郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月26日の午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目15番1号  
パーカービル 2階 会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第134期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第134期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                    |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件          |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件       |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件                  |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.parker.co.jp/>）に掲載されておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.parker.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 《議決権行使のご案内》

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席いただける場合

#### ① ご出席



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会  
開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### ② 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時15分到着分まで

#### ③ インターネット等による議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時15分行使分まで

# 《インターネット等による議決権行使について》

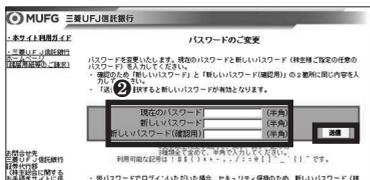
インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

## ① 議決権行使ウェブサイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。



議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

## 行使期限

2019年6月26日（水曜日）  
午後5時15分行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等の費用は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご利用機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もございます。

# 事 業 報 告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における国内経済は、企業業績や景況感が総じて良好な水準を維持するもとで、設備投資が増加し、雇用環境の改善が続くなど堅調に推移いたしました。一方、世界経済においては、米中の貿易摩擦問題をはじめとした海外経済の不確実性の高まりなどもあり、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、主要取引先であります自動車業界では、国内の自動車生産は比較的堅調なものの、中国をはじめ海外においては成長が鈍化し、米中貿易摩擦問題の影響も現れ始めております。もう一つの柱であります鉄鋼業界では、中国の減速リスクには警戒が必要なものの、国内外の鋼材需要は好調に推移いたしました。

このような状況において、当社グループでは、3カ年の第2次中期経営計画の最終年度として、「事業基盤の強化・拡大」、「技術立社」、「企業体質の基盤強化」を重点課題として既存事業の拡大を図るとともに、新規事業への積極的なチャレンジを推進してまいりました。また、お客様満足度を高める迅速で的確なサービスの提供や高品質製品の供給のため、グローバルな品質改善活動と研究開発体制の強化に努めてまいりました。

この結果、当期の連結業績は次の通りとなりました。

売上高は、129,207百万円（前期比12.5%増）、営業利益は、17,023百万円（前期比5.3%減）となりました。経常利益は、20,130百万円（前期比3.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、11,424百万円（前期比10.2%減）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次の通りであります。

#### (薬 品 事 業)

売上高は47,658百万円（前期比4.5%増）、営業利益は8,581百万円（前期比9.3%減）となりました。当事業部門は、金属などの表面に耐食性・耐摩耗性・潤滑性など機能性向上を目的とする表面改質を施し、素材の付加価値を高める薬剤などを中心に製造・販売しております。国内では、連結子会社の増加もあり増収となりましたが、海外での売上高は横ばいとなりました。収益面では、原材料費の高騰や国内子会社の吸収合併による統合費用などの影響を受けたこともあり、全体として増収減益となりました。

### (装 置 事 業)

売上高は30,514百万円（前期比50.4%増）、営業利益は1,125百万円（前期比31.4%増）となりました。当事業部門は、輸送機器業界向けを中心に前処理設備・塗装設備・粉体塗装設備などを製造・販売しております。海外では、中国で大幅に増収となったものの、受注環境は厳しさを増しており、収益率は低下いたしました。国内では堅調に推移し、全体として増収増益となりました。

### (加 工 事 業)

売上高は46,034百万円（前期比3.4%増）、営業利益は8,354百万円（前期比3.8%減）となりました。当事業部門は、熱処理加工・防錆加工・めっき処理などの表面処理の加工サービスを提供しております。国内では、自動車部品における加工処理の需要増加により、防錆・熱処理加工ともに順調に推移いたしました。海外でも前期後半以降、メキシコの新工場が順調に稼動しておりますが、米国や中国で設備改修や加工処理不具合対応などのための一時的な費用が発生したこともあり、全体として増収減益となりました。

### (そ の 他)

売上高は5,000百万円（前期比13.3%増）、営業利益は237百万円（前期比26.2%増）となりました。当事業部門は、ビルメンテナンス事業、運送事業、太陽光発電事業などを営んでおり、増収増益となりました。

### (事業の種類別セグメント売上高明細)

(単位：百万円)

事業の種類別セグメント	区 分	売 上 高	
		金 額	構 成 比
薬 品 事 業		47,658	36.9%
装 置 事 業		30,514	23.6%
加 工 事 業		46,034	35.6%
そ の 他		5,000	3.9%
合 計		129,207	100.0%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は8,536百万円であり、事業セグメント別の主なものは次の通りであります。

当期に完成した主要な設備

加工事業 タイパーライジング㈱ 熱処理加工工場の新設

当期において継続中の主要な設備

加工事業 パーカーツールテック㈱ 熱処理加工工場の設備の増設

加工事業 佛山パーカー表面改質有限公司 熱処理加工工場の新設

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、第2次中期経営計画の実行を通じて、グループ経営重視への転換やグループ全体での品質管理体制の強化などを今後の課題として認識し、その結果を踏まえ、今年度を3G経営（グローバル、グループ、ガバナンス）の確立に向けたスタート期間と位置付け、「グローバル競争に打ち勝つ成長戦略」、「グループ経営の最適化」、「ガバナンス改革」を基本方針とした第3次中期経営計画を策定いたしました。表面改質のスペシャリストとして真のグローバルカンパニーを目指すため、以下のことを重点課題として、持続可能な成長を目指してまいります。

### ① グローバル競争に打ち勝つ成長戦略

当社コア技術を用いた新規事業の創出を推進するとともに、海外研究拠点を拡充するなど、新規市場開拓のための成長投資を積極的に行ってまいります。また、海外事業を拡大するため、グローバル人材を育成するとともに、M&Aも推進してまいります。

### ② グループ経営の最適化

既存事業の強化及び計画的・効率的な自動化・省力化による生産性向上を図るため、グループ再編を進めるとともに、グローバルでの製造体制の見直しを推進してまいります。また、将来の成長分野への投資を推進するため、研究管理体制の見直しや間接部門の生産性向上などにより経営効率を高めてまいります。

### ③ ガバナンス改革

お客様、社会から信頼を得られる会社であるため、ガバナンスの再構築と品質管理体制の確立に取り組んでまいります。具体的な取り組みの一つとして、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確にするなど、ガバナンス強化に向けた取り組みを行ってまいります。また、品質管理体制の再構築を行うとともに、コンプライアンスの徹底を図るための教育等を強化してまいります。以上の取り組みを継続し、企業風土の改革に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第131期 (2015. 4～ 2016. 3)	第132期 (2016. 4～ 2017. 3)	第133期 (2017. 4～ 2018. 3)	第134期 (2018. 4～ 2019. 3)
売上高	109,063	109,569	114,840	129,207
経常利益	17,921	18,779	20,750	20,130
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,320	12,228	12,721	11,424
1株当たり当期純利益	83円24銭	99円14銭	104円85銭	94円20銭
総資産額	189,377	197,260	219,988	218,818

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。  
 3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結事業年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
パーカー加工株式会社	416 百万円	69.7 %	防錆加工及び塗装処理
パーカーエンジニアリング株式会社	494	90.0	防錆加工装置等の製造、販売
浜松熱処理工業株式会社	150	45.0	熱処理加工
日本カニゼン株式会社	428	100.0	無電解ニッケルめっき液の 製造・販売及び加工
パーカーツルテック株式会社	28 百万US\$	100.0	防錆加工及び熱処理加工
タイパーカラライジング株式会社	28 百万Bht	49.0	金属表面処理剤の製造・販売、 防錆加工及び熱処理加工

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載した6社を含め44社であり、持分法適用会社は11社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
 該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

薬品事業	金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他
装置事業	金属表面処理装置、塗装機器等の製造・販売他
加工事業	防錆加工、熱処理加工他
その他	建物のメンテナンス工事、金属板試験片（テストパネル）・ボルトの製造・販売他

## (8) 主要な事業所

主要拠点、主要な子会社の名称及び所在地

当 社	：本社（東京都中央区）、 総合技術研究所（神奈川県平塚市）、 東日本事業部（神奈川県平塚市）、西日本事業部（大阪府吹田市）
子 会 社	：パーカー加工株式会社（本社 東京都中央区、10工場） パーカーエンジニアリング株式会社（本社 東京都中央区、5営業所） 浜松熱処理工業株式会社（本社 静岡県浜松市、4工場） 日本カニゼン株式会社（本社 東京都足立区、3営業所、3工場） パーカーツルテック株式会社（本社 米国） タイパーライジング株式会社（本社 タイ）

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,353名	131名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社 みずほ銀行	952 百万円
株式会社 三井住友銀行	353
日本生命保険相互会社	350

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 132,604,524株
- (3) 当期末株主数 3,985名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本生命保険相互会社	7,015 千株	5.70 %
明治安田生命保険相互会社	5,578	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,435	4.41
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,285	4.29
株式会社千葉銀行	4,765	3.87
株式会社雄元	4,708	3.82
公益財団法人里見奨学会	4,633	3.76
株式会社みずほ銀行	4,227	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,889	3.16
株式会社三井住友銀行	3,113	2.53

- (注) 1. 当社は、自己株式9,550千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は「株式給付信託(BBT)」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託E口」といいます。)が当社株式176千株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	里 見 多 一	最高経営責任者 パーカーエンジニアリング㈱代表取締役会長 パーカー加工㈱代表取締役会長 浜松熱処理工業㈱代表取締役会長
代表取締役社長	佐 藤 乾 太 郎	最高執行責任者
常 務 取 締 役	荒 木 達 也	製品事業本部長
常 務 取 締 役	渡 邊 正 高	加工事業本部長
取 締 役	里 見 康 夫	パーカーエンジニアリング㈱代表取締役社長
取 締 役	細 金 逸 人	タイパーカライジング㈱代表取締役社長
取 締 役	田 村 裕 保	管理本部長兼経営企画本部長
取 締 役	吉 田 昌 之	技術本部長兼総合技術研究所長
取締役 (監査等委員)	松 本 満	
取締役 (監査等委員)	菅 博 敏	
取締役 (監査等委員)	武 田 嘉 和	公益財団法人ニッセイ文化振興財団 理事長 公益財団法人東京オペラシティ文化財団 理事長
取締役 (監査等委員)	西 村 光 治	弁護士法人松尾綜合法律事務所 弁護士 株式会社セラク 社外取締役

- (注) 1. 取締役 松本 満、武田嘉和及び西村光治の各氏は、社外取締役であり、また株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の事務局として、内部監査室がその職務遂行を補助し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 2018年6月28日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって取締役 小野 駿、吉武教晃の両氏は、任期満了により退任いたしました。
4. 2019年2月15日をもって取締役 小野岡泰宣氏は、一身上の都合により辞任いたしました。なお、同氏は退任時において経営企画本部長でありました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

### (3) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く。）10名 225百万円

取締役（監査等委員） 4名 27百万円（うち社外取締役 3名 19百万円）

- (注) 1. 2017年6月29日開催の第132期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。
2. 上記には、2018年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役に対し使用人分給与相当額（賞与を含む。）を58百万円支給しております。
4. 上記報酬等の額には、2016年6月29日開催の第131期定時株主総会決議に基づき、導入された取締役に対する業績連動型株式報酬制度の役員株式給付引当金繰入額31百万円（取締役（監査等委員を除く。）9名分）は含めておりません。
5. 上記報酬等の額のほか、2016年6月29日開催の第131期定時株主総会において決議された取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給に基づき、退任取締役（監査等委員を除く。）2名に対し、34百万円の退職慰労金を支給しております。

### (4) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員）

#### i 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）武田嘉和氏は、公益財団法人ニッセイ文化振興財団の理事長及び公益財団法人東京オペラシティ文化財団の理事長であります。各法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）西村光治氏は、弁護士法人松尾総合法律事務所所属の弁護士及び株式会社セラクの社外取締役であります。各法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

#### ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
松本 満	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会25回の全てにそれぞれ出席し、主にコーポレートガバナンスの強化、監査・監督機能の充実のための見地から発言を行っております。
武田 嘉和	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査等委員会25回の全てにそれぞれ出席し、主に経営者としての経験と知見に基づく発言を行っております。
西村 光治	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会25回の全てにそれぞれ出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

43百万円

#### ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

43百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、パーカー加工㈱、パーカーツルテック㈱及びタイパーカライジング㈱は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性及び独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項及びその運用状況の概要は、次の通りであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス基本規程及び役職員行動規範に基づき、コンプライアンス委員会、統括者、責任者を中心としたコンプライアンス体制の維持を図ることとする。
  - ② 内部監査部門としての内部監査室は、業務運営の状況を把握し、その改善を指導・支援することとする。
  - ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、ヘルプラインに関する規程に基づき社内通報システムを運用することとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の文書に関する社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切に保存・管理することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会、統括者、責任者を中心としたリスク管理体制を維持し、グループ会社全体のリスクを総括的に管理するものとする。
  - ② 内部監査部門としての内部監査室はリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社及びグループ会社に影響を及ぼす重要事項については、事前に役付取締役を中心に構成される経営会議において議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。
  - ② 業務の迅速化・適正化を更に高めるため、ITを積極的に活用し、取締役の職務執行の効率化に寄与するものとする。
  - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び稟議取扱規程に基づき執行することとする。

**(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制**

- ①グループ会社全てに適用する行動指針としてのグループ会社行動原則のもと、これに基づきグループ各社で定めた諸規程をもってグループ会社における業務の適正を確保するものとする。
- ②子会社管理規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③グループ会社は、当社の経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社コンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに意見を述べるができるものとする。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

- ①監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、必要な人材を任命するものとする。
- ②補助者の任命、評価、異動、懲戒については、監査等委員会の同意を要するものとする。

**(7) 監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ①取締役及び使用人は、法定の事項に加え、経営会議の審議案件、内部監査の監査結果、ヘルプラインシステムの通報状況並びに当社及びグループ会社に重大な影響を与える事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。
- ②当該報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

**(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ②監査等委員会は役付取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換会をそれぞれ開催するものとする。
- ③監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要と認める場合には、これを速やかに支払うものとする。

#### (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社グループのリスク管理体制を構築するため、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会、統括者及び責任者を中心にリスクの抽出及び管理の徹底を図っております。内部監査室はリスクの管理状況を監査しております。

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を中心に「コンプライアンス基本規程」及び「役職員行動規範」等に基づいた定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス体制を維持しております。

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的又は必要に応じて随時情報交換を行っており、法定事項、経営会議の審議案件及び内部監査の監査結果等の当社グループに重大な影響を与える事項についての報告を受けております。また、原則毎月開催される取締役会に出席し、経営の監視機能の強化及び向上を図っております。

子会社及び関係会社に対しては、「内部統制基本方針」及び「子会社管理規程」等に基づき、内部統制委員会を中心に経営企画本部が統括し、子会社及び関係会社の業務の適正の確保及びガバナンス体制の強化を図っております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

また、上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付又はこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等からみて企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中長期的な経営戦略とコーポレート・ガバナンス強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

#### ① 企業価値及び株主共同の利益の向上に向けた取組み

##### i 当社の経営の基本方針

当社は法律を遵守し、健全で透明な企業経営を行うことを前提に「あらゆる素材の表面改質分野において、市場における技術的信頼性・優位性を維持し、世界のリーダーたること」を経営の基本方針としております。それに向けて、これまで以上に積極的な技術開発を進め、急激に変化を遂げるグローバル市場に差別化された製品・プロセスを提供し続けることで、業界のリーディングカンパニーとしてより一層の社会的貢献を果たし、同時に株主の皆様及び従業員とともに更なる発展を目指す企業でありたいと考えております。

## ii 目標とする経営指標

製品の付加価値向上と差別化技術の開発を柱に、グループ全体で総資産経常利益率（ROA）8%以上を維持しながら、連結売上高を毎年3%以上拡大させていくことを目標としております。

また、グローバルな戦略展開については、表面処理薬品事業での海外進出先におけるマーケットシェアの50%以上を獲得、維持することを目標とするとともに、長期的な業績拡大を目指し、高い成長が期待されるインド、引き続き市場の拡大が見込まれる中国・インドネシア・タイなどのアジア地区及び北中米地区への投資に重点をおき、海外売上高比率50%を目標としております。

## iii 中長期的な企業価値向上のための取組み

### ○事業基盤の強化・拡大

国内外グループ会社の連携を強化し、既存事業の維持・拡大を図るとともに、積極果敢にグローバルマーケットに挑戦し、新規事業の開拓や新たなビジネスモデルの創出を目指す。

### ○技術立社

高付加価値製品の市場拡大や差別化技術の開発を進めるとともに、研究開発体制を効率化し、構築されたコア技術を基にあらゆる産業分野に貢献する。

### ○企業体質の基盤強化

事業全般にわたる原価低減活動によりコスト削減を推進するとともに、グローバルな品質管理体制の構築や人材育成及びコーポレートガバナンスの充実に取り組み、企業体質を強化する。

## ②コーポレート・ガバナンス強化による企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

当社では、上場会社として社会的な使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとと考えております。

この考えに基づき、(i)取締役会による重要な意思決定と職務の監督、(ii)グループ全般を視野においた経営管理体制による意思決定の迅速化、(iii)監査等委員会による取締役の職務執行の監査、(iv)社長直轄の内部監査室による内部監査の実施、(v)化学メーカーとしての責任である製商品に関する安全性確保、品質保証、環境対応及び法令遵守を全社統合的に推進する組織の編成、(vi)コンプライアンス委員会・リスク管理委員会の設置、リスク管理規程・子会社管理規程の整備等の施策を実行しております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年6月29日開催の第131期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。

本プランは、下記①又は②に該当する当社株式等の買付又はこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

②当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役又は社外の有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得た上で、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。新株予約権は、金1円以上で、当社取締役会が決議した金額を払い込むことにより行使し、普通株式最大1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議（新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）を行うものとします。

本プランの有効期限は、2019年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの

変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役会で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

#### **(4) 上記(3)の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由**

当社取締役会は、本プランの策定にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に以下の対応を行っていることから、本プランは基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### **①株主意思を重視するものであること**

本プランは、2016年6月29日開催の第131期定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続されております。また、有効期間（3年）の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い、変更又は廃止されることとなります。

##### **②独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示**

当社取締役会は、本プランの導入に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様にご情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

##### **③合理的な客観的発動要件の設定**

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

※本プランは当事業年度末時点のものを記載しております。本プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっており、当社は2019年5月13日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議しております。

以 上

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>111,687</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,226</b>
現金及び預金	55,070	支払手形及び買掛金	22,557
受取手形及び売掛金	40,583	短期借入金	50
有価証券	3,243	1年以内返済予定の長期借入金	769
たな卸資産	10,270	未払法人税等	2,594
その他	2,682	賞与引当金	2,697
貸倒引当金	△163	その他	8,558
<b>固定資産</b>	<b>107,130</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,832</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>60,976</b>	長期借入金	1,214
建物及び構築物	22,549	退職給付に係る負債	9,549
機械装置及び運搬具	17,574	繰延税金負債	2,984
土地	16,088	その他	1,083
建設仮勘定	2,717	<b>負債合計</b>	<b>52,059</b>
その他	2,045	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>2,307</b>	<b>株主資本</b>	<b>131,253</b>
その他	2,307	資本金	4,560
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,846</b>	資本剰余金	4,350
投資有価証券	32,612	利益剰余金	130,910
繰延税金資産	1,721	自己株式	△8,568
その他	9,609	その他の包括利益累計額	9,203
貸倒引当金	△97	その他有価証券評価差額金	9,382
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	△226
		退職給付に係る調整累計額	47
		<b>非支配株主持分</b>	<b>26,302</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>166,759</b>
<b>資産合計</b>	<b>218,818</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>218,818</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,207
売上原価		85,228
<b>売上総利益</b>		<b>43,978</b>
販売費及び一般管理費		26,955
<b>営業利益</b>		<b>17,023</b>
営業外収益		
受取利息	353	
受取配当金	660	
持分法による投資利益	1,134	
受取技術料	463	
受取賃貸料	461	
その他	684	3,759
営業外費用		
支払利息	50	
棚卸資産除却損	174	
その他	427	652
<b>経常利益</b>		<b>20,130</b>
特別利益		
固定資産売却益	56	
その他	0	56
特別損失		
固定資産除却損	170	
投資有価証券評価損	100	
関係会社株式売却損	212	
関係会社出資金評価損	117	
減損損失	79	
その他	12	694
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>19,492</b>
法人税、住民税及び事業税	5,505	
法人税等調整額	72	5,578
<b>当期純利益</b>		<b>13,914</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		2,490
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>11,424</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,560	4,286	122,455	△7,539	123,762
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△2,968		△2,968
親会社株主に帰属する当期純利益			11,424		11,424
自己株式の取得				△993	△993
自己株式の処分				15	15
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		64		△50	13
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	64	8,455	△1,028	7,490
当 期 末 残 高	4,560	4,350	130,910	△8,568	131,253

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	12,943	3	1,693	△50	14,589	24,902	163,255
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△2,968
親会社株主に帰属する当期純利益							11,424
自己株式の取得							△993
自己株式の処分							15
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							13
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,560	△3	△1,920	98	△5,386	1,399	△3,986
当 期 変 動 額 合 計	△3,560	△3	△1,920	98	△5,386	1,399	3,503
当 期 末 残 高	9,382	△0	△226	47	9,203	26,302	166,759

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>47,318</b>	<b>流動負債</b>	<b>24,084</b>
現金及び預金	21,267	支払手形	1,178
受取手形	6,018	買掛金	7,542
売掛金	13,852	リース債務	49
有価証券	1,500	未払金	1,619
商品及び製品	1,045	未払費用	799
仕掛品	66	未払法人税等	959
原材料及び貯蔵品	1,164	未払消費税等	210
前渡金	245	預り金	9,428
前払費用	143	前受金	255
一年以内回収予定の長期貸付金	485	賞与引当金	1,630
その他	1,694	その他の	410
貸倒引当金	△164	<b>固定負債</b>	<b>8,760</b>
<b>固定資産</b>	<b>68,205</b>	長期借入金	200
<b>有形固定資産</b>	<b>21,586</b>	リース債務	21
建物	8,128	退職給付引当金	6,857
構築物	505	役員株式給付引当金	80
機械装置	2,624	繰延税金負債	1,072
車輛運搬具	48	その他	528
工具器具備品	711	<b>負債合計</b>	<b>32,845</b>
土地	9,181	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	71	<b>株主資本</b>	<b>73,950</b>
建設仮勘定	314	資本金	4,560
<b>無形固定資産</b>	<b>238</b>	資本剰余金	4,046
<b>投資その他の資産</b>	<b>46,380</b>	資本準備金	3,912
投資有価証券	23,408	その他資本剰余金	133
関係会社株式	11,999	<b>利益剰余金</b>	<b>74,152</b>
関係会社出資金	4,999	利益準備金	1,140
長期貸付金	3,520	その他利益剰余金	73,011
保証金	324	配当積立金	500
その他	2,212	研究開発積立金	500
貸倒引当金	△82	固定資産圧縮積立金	336
<b>資産合計</b>	<b>115,524</b>	別途積立金	62,400
		繰越利益剰余金	9,275
		<b>自己株式</b>	<b>△8,808</b>
		評価・換算差額等	8,728
		その他有価証券評価差額金	8,728
		<b>純資産合計</b>	<b>82,678</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>115,524</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		51,381
売 上 原 価		33,572
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>17,808</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,641
<b>営 業 利 益</b>		<b>5,166</b>
営 業 外 収 益		4,514
受 取 利 息	133	
受 取 配 当 金	2,451	
受 取 賃 貸 料	431	
受 取 技 術 料	1,158	
為 替 差 益	48	
そ の 他	291	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
棚 卸 資 産 除 却 損	159	
そ の 他	202	376
<b>経 常 利 益</b>		<b>9,305</b>
特 別 利 益		2,082
抱 合 せ 株 式 消 滅 益	2,076	
そ の 他	6	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	110	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	100	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	68	
そ の 他	6	286
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>11,102</b>
法人税、住民税及び事業税	2,320	
法 人 税 等 調 整 額	△151	2,168
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>8,933</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本合計	
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
					配 当 積立金	研 究 開 発 積立金	固 定 資 産 圧 縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	355	57,500	8,207	△7,041	69,768	
当 期 変 動 額												
剰余金の配当									△2,984		△2,984	
固定資産圧縮積立金の取崩							△19		19		—	
別途積立金の積立								4,900	△4,900		—	
当期純利益									8,933		8,933	
自己株式の取得										△1,781	△1,781	
自己株式の処分										15	15	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△19	4,900	1,068	△1,766	4,182	
当 期 末 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	336	62,400	9,275	△8,808	73,950	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	11,983	11,983	81,751
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△2,984
固定資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
当期純利益			8,933
自己株式の取得			△1,781
自己株式の処分			15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,255	△3,255	△3,255
当期変動額合計	△3,255	△3,255	927
当 期 末 残 高	8,728	8,728	82,678

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

日本パーライジング株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 宝 金 正 典 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 榎 倉 昭 夫 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 平 井 肇 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本パーライジング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パーライジング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

日本パーライジング株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 宝 金 正 典 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 榎 倉 昭 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 平 井 肇 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本パーライジング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第134期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

日本パーカライジング株式会社 監査等委員会

監査等委員 松本 満 ㊟

監査等委員 菅 博 敏 ㊟

監査等委員 武田 嘉 和 ㊟

監査等委員 西村 光 治 ㊟

(注) 監査等委員 松本 満、武田嘉和及び西村光治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと考え、業績動向、配当性向並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案し、利益配分を決定しております。

配当につきましては、連結配当性向20%を目処に、将来の事業展開及び収益水準を勘案しつつ、安定した配当を継続的に実施することで、株主の皆様の期待に添うべく努力してまいりたいと考えております。

当期の剰余金の処分につきましては、上記の配当方針に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

なお、当期の期末配当につきましては、連結業績等を踏まえ、次の通り1株につき11円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当を加えました年間配当金は、1株につき22円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金11円      総額    1,353,588,863円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金                      6,300,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金                6,300,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	さと み かず いち <b>里見 多一</b> （1947年12月8日生）	1985年4月 当社入社 1987年7月 当社取締役 2000年1月 当社常務取締役 2003年6月 当社専務取締役 2005年6月 当社取締役副社長 2011年4月 当社取締役社長 2017年6月 当社取締役会長 現在に至る	438,866株
	（取締役候補者とした理由） 里見多一氏は、1987年に取締役に就任した後、長年にわたり当社の経営全般を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
2	さ とう けん たろう <b>佐藤 乾太郎</b> （1946年1月7日生）	1971年4月 当社入社 1998年4月 当社製品事業本部中京技術センター長 2003年6月 タイパーライジング㈱代表取締役社長 2015年6月 当社取締役副社長 2017年6月 当社取締役社長 現在に至る	8,800株
	（取締役候補者とした理由） 佐藤乾太郎氏は、薬品事業の技術開発に関し、幅広い専門知識と高い見識を有しており、当社及び海外グループ会社の経営を担ってまいりました。これらの経験及び実績をもとに、引き続き業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
3	ほそ がね はや と <b>細金 逸人</b> （1960年3月23日生）	1983年4月 当社入社 2012年11月 当社製品事業本部中京事業部長 2015年6月 当社取締役タイパーライジング㈱代表取締役社長 2019年4月 当社取締役経営企画本部長 現在に至る	10,700株
	（取締役候補者とした理由） 細金逸人氏は、薬品事業の営業経験を活かし、海外グループ会社の経営を担ってまいりました。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	たむら ひろ やす 田村 裕保 (1960年6月5日生)	1983年4月 当社入社 2009年12月 当社経理部統括部長 2015年6月 当社取締役管理本部長 現在に至る	17,900株
	(取締役候補者とした理由) 田村裕保氏は、財務、会計分野において豊富な業務経験と実績を有し、管理本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
5	よし だ まさ ゆき 吉田 昌之 (1962年8月9日生)	1987年4月 当社入社 2006年10月 当社総合技術研究所第一製品開発研究センター所長 2012年4月 当社総合技術研究所第一研究センター所長 2013年6月 パーカー表面処理科技(上海) 総経理 2017年6月 当社取締役総合技術研究所長 2018年4月 当社取締役技術本部長兼総合技術研究所長 現在に至る	3,766株
	(取締役候補者とした理由) 吉田昌之氏は、薬品事業の技術開発に関する幅広い専門知識と高い見識を有し、技術本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
※ 6 社外	え もり し ま こ 江森 史麻子 (1965年10月28日生)	2002年10月 弁護士登録 2003年6月 江森総合法律事務所開設 2004年9月 弁理士登録 2009年3月 大洋総合法律事務所開設(現在に至る) 2009年4月 駒澤大学法科大学院准教授 2017年4月 駒澤大学法科大学院教授 現在に至る	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 江森史麻子氏は、弁護士としての専門的見地と豊富な経験を有しており、取締役会の監督機能とコンプライアンス強化のために適切な助言をいただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
※ 7 社外	もり 森 たつ 達 や 哉 (1968年3月25日生)	2002年12月 株式会社あおぞら銀行入社 2006年7月 日本アジア投資株式会社入社 2010年5月 ニューホライズン・キャピタル株式会社入社 2012年11月 オフィス・プライフィス設立 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由) 森達哉氏は、経営コンサルタントとして複数の事業会社の経営に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会の監督機能とコーポレートガバナンス強化のために適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注)
- ※印は、新任候補者であります。
  - 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 候補者江森史麻子氏及び森達哉氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
  - 責任限定契約について  
江森史麻子氏及び森達哉氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1 社外	まつもと みつる 松本 満 (1947年7月9日生)	1974年4月 新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社)入社 1997年9月 新日鉄情報通信システム株式会社(現 日鉄ソリューションズ株式会社)入社 2004年3月 日鉄日立システムエンジニアリング株式会社入社 2005年4月 同社営業統括本部副本部長 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員) 現在に至る	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 松本満氏は、情報処理及びシステム開発の分野での豊富な経験を有し、当社の監査等委員としての職務を適切に遂行いただいております。これらの経験と実績をもとに、独立した立場で引き続き監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			
※ 2 社外	くぼた まさ はる 久保田 正 治 (1958年5月20日生)	1989年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会 1990年4月 神宮前法律事務所所長 現在に至る	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 久保田正治氏は、弁護士としての専門的見地と豊富な経験を有しており、独立した立場で監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			
※ 3 社外	ちか こう じ 近 浩 二 (1962年6月16日生)	2013年3月 日本生命保険相互会社 執行役員営業企画部長 2015年3月 同社執行役員お客様サービス副本部長 2017年3月 同社常務執行役員本店法人営業本部長 2019年4月 株式会社星和ビジネスリンク代表取締役副社長 現在に至る	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 近浩二氏は、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場で監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者松本満氏、久保田正治氏及び近浩二氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、松本満氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、久保田正治氏及び近浩二氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 松本満氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 責任限定契約について  
 当社は、松本満氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、久保田正治氏及び近浩二氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
とさか じゅんいち 戸坂 純一 (1945年8月8日生)	1969年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 1997年6月 パーカー熱処理工業株式会社取締役 2011年6月 株式会社雄元代表取締役社長 2018年6月 同社顧問 現在に至る	700株
(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由) 戸坂純一氏は、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としていたしました。		

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります東陽監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人が長年にわたって監査を継続していることから、会計監査人の交代により新たな視点での効果的な監査が期待できることに加え、第3次中期経営計画のもと、グローバルな監査体制を構築している会計監査人を検討した結果、同監査法人が専門性、独立性及び品質管理体制の観点で適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次の通りであります。

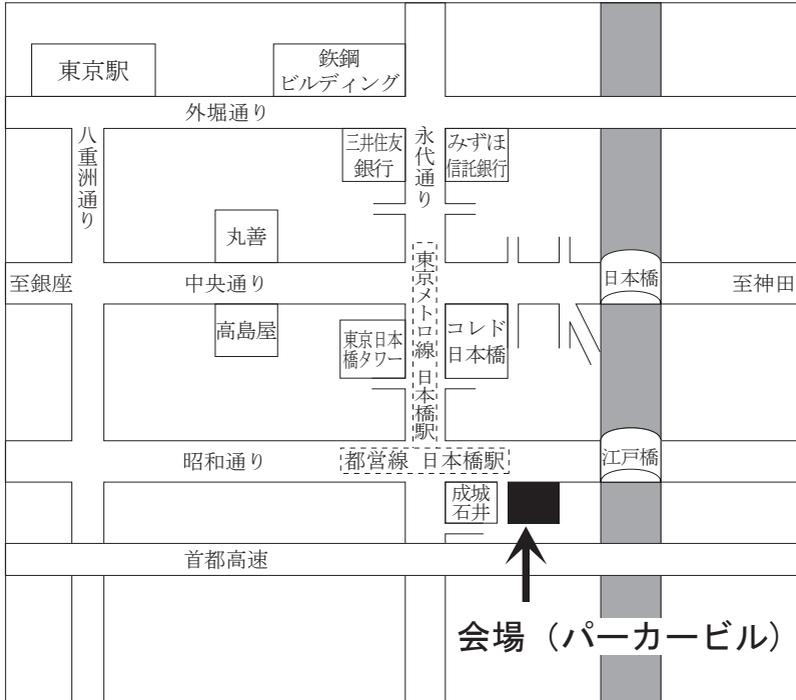
(2019年3月31日現在)

名称	PwCあらた有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング		
沿革	2006年6月	あらた監査法人設立（メンバーファームとしてPwCネットワークに加盟）	
	2015年7月	法人名称をPwCあらた監査法人に変更	
	2016年7月	有限責任監査法人へ移行し、法人名称をPwCあらた有限責任監査法人に変更	
概要	資本金	10億円	
	構成人員	パートナー	149名
		公認会計士	917名
		会計士補・全科目合格者	604名
		USCPA・その他専門職員	968名
		事務職員	610名
		合計	3,248名

以 上



## 株主総会会場ご案内略図



会 場 東京都中央区日本橋一丁目15番1号

パーカービル 2階 会議室

電話03 (3278) 4333

地下鉄 (東京Metro銀座線) 日本橋駅下車徒歩約3分

(東京Metro東西線) 日本橋駅下車徒歩約2分

(都営浅草線) 日本橋駅下車徒歩約2分

ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。